

4

卯月（うづき） 卯の花月、つまり卯花が盛りの意。



4月の事務チェックポイント

- 雇用保険の適用拡大**が平成29年1月1日よりスタートし、65歳以上の人も雇用保険の適用対象となり、資格取得の手続きが発生する場合がありますので要注意。
- 新入社員からは「扶養控除等申告書」を提出させ、1人源泉徴収簿（賃金台帳）を作成して、源泉徴収事務に備える。（**マイナンバーの取扱には充分注意**を図る・規程の整備等）
- 新入社員の社会・労働保険の資格取得届の手続きをする。
- 社員の家族に移動がないかどうかをチェックし、あれば「扶養控除等移動申告書」や「被扶養者異動届」を提出させる。同時に源泉徴収税額表の摘要欄の変更手続き等をしておく。
- ゴールデンウィーク中の取引先の業務予定の確認と自社のスケジュールの連絡を行う。
- 4月昇給企業では、基礎賃金にスライドして変動する各種手当の計算を間違わないようにする。
- 4月下旬から5月にかけて定期健康診断を予定しているところは、日程を詰める。

4月の税務

提出期限	チェック欄	内 容
4月10日		3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月17日		給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村へ）
5月1日		2月決算法人の確定申告＜法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		2月、5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税及び地方消費税＞
		8月決算法人の中間申告＜法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税及び地方消費税＞
		消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告＜消費税及び地方消費税＞
		消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）＜消費税及び地方消費税＞
		軽自動車税の納付（長井市・飯豊町・小国町） ※白鷹町は5月末日

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！（公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

◆平成28年度分・過年度分等 会費納入のお願いについて◆

当会も3月決算期を迎え、会計監査の準備を進めております。未納の皆様には、お願いの文書を送付しておりますので、何卒ご協力いただき、納入賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。